

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 6 年 3 月 1 日

愛媛県立図書館長

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立図書館 消防設備保守点検業務
- (2) 業務の内容等
委託契約書（案）及び仕様書のとおり
- (3) 業務期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務の履行場所
愛媛県立図書館（愛媛県教育文化会館） 愛媛県松山市堀之内 地内
- (5) 入札方法
ア 入札は、紙入札により行うこと。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 最低制限価格制度を適用する。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和 5 ～ 7 年度に製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないことを含む。)
- (3) 9(2)に掲げる提出期限の日から落札者の決定までの日の間に、愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 入札に参加する者又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの

と認められる者をいう。) が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(6) 中予地方局管内に営業拠点を有し、機器の不具合等の緊急時に直ちに技術員を派遣可能なこと。

(7) 過去 2 年間に、県内において種類を同じくする業務を履行した実績を有する者であること。

(8) 消防設備点検資格者を要しており、責任を持って本件委託業務を実施することを誓約した者であること。

3 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時及び場所

令和 6 年 3 月 21 日(木) 午後 2 時

愛媛県立図書館 2 階 第 2 会議室

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。

イ 郵便等による場合は入札書を(3)の宛先に送付すること（期限必着）

なお、郵便の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとし、信書便は書留に準ずる方法に限る。また、送付に当たっては二重封筒とし、入札書を内封筒に入れ、密封の上、当該封筒に件名、開札日及び商号又は名称を記入するとともに、「入札書在中」と朱書きし、かつ外封筒にも「入札書在中」と朱書きすること。

(3) 郵便等による場合の入札書の提出期間及び宛先

提出期間：令和 6 年 3 月 18 日（月）から令和 6 年 3 月 20 日（水）午後 6 時まで必着

提出先：下記 13 の照会先

(4) 開札は、即時開札とする。

4 入札保証金

(1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

(2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

(3) 入札保証金に係る取扱いについては、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)の規定による。

5 契約保証金

(1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

(2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、愛媛県会計規則の規定による。

6 契約書作成の要否

要

7 落札者の決定方法

- (1) この公告に示した業務を履行することができると図書館長が認めた入札参加者であって、愛媛県会計規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、同規則の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ついては、次の事項に留意すること。

ア 最低制限価格が設定されていること。

イ 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

- (2) 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、くじ引きにより決定するものとする。

8 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

9 入札参加資格確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

なお、図書館長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 必要書類

ア 入札参加資格確認書（様式1）

イ 上記2(6)から(8)を証する書面

(2) 提出先及び提出期限等

ア 提出先

下記13の照会先

イ 提出期限

令和6年3月12日（火） 午後6時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送（期限必着）

エ 受付時間

持参する場合は、愛媛県立図書館の休館日を除く日の、午前9時40分から午後6時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

(3) 入札参加の通知

提出された入札参加資格確認書類の内容を確認し、入札参加の可否について、令和6年3月15日（金）までに、提出者に「入札参加資格決定通知書」により通知する。

10 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件委託業務に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。

(2) 本入札についての質問

ア 本入札についての質問は、質問事項を記載した書面（様式2）により行うこと。

イ 本入札についての質問を提出する場合は、令和6年3月12日（火）午後6時までに、電子メール、持参又は郵送（期限必着）により、下記13の照会先へ提出すること。

〔注〕 電子メールの場合は、件名を「愛媛県立図書館消防設備保守点検業務の質問について」とすること。

ウ 質問への回答は、この入札を公告する愛媛県立図書館のホームページ上で閲覧に付す。

(3) 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

11 入札関係書類の交付

令和6年3月12日（火）午後6時までの間、愛媛県立図書館ホームページでのダウンロードによるほか、下記13の照会先で手渡しにより交付する。

12 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 照会先

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 担当係名 | 愛媛県立図書館 庶務担当 |
| (2) 所在地 | 〒790-0007 愛媛県松山市堀之内 |
| (3) 電話番号 | 089-941-1441 |
| (4) FAX番号 | 089-941-1454 |
| (5) E-mail | tosyokan@pref.ehime.lg.jp |